

6 生衛第 1035 号
令和 6 年 12 月 20 日

一般社団法人愛知県食品衛生協会会長様

愛知県保健医療局長

いわゆる「ドッグカフェ」に対する衛生指導要綱の廃止について
(通知)

「いわゆる「ドッグカフェ」に対する衛生指導要綱」については、平成 17 年 10 月 17 日付け 17 生衛第 594 号で、通知したところです。

このたび、当該要綱を廃止するとともに、今後のいわゆる「アニマルカフェ」に対する指導については、別紙のとおり行うこととしましたので、貴会員に周知してください。

担 当 生活衛生部生活衛生課
食の安全・安心グループ
電 話 052-954-6297 (ダイヤルイン)
F A X 052-954-6921



1 定義

- (1) いわゆる「アニマルカフェ」：食品衛生法第 55 条に基づく飲食店営業の許可を取得した施設であって、客席に動物を同伴させることを営業者が認めるもの又は客席で動物を展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。）するもの。なお、身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬の同伴については、これに含めない。
- (2) 施設：食品衛生法施行規則第 66 条の 7 による施設基準が適用される施設（客席は含まない。）。
- (3) 動物関連業務：動物に触れる、動物用の器具を取り扱う、動物用の食餌を調製する等の動物に関する業務

2 衛生管理に関する指導事項

いわゆる「アニマルカフェ」に対しては、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の手引書の内容に加えて、以下の事項について指導を行う。

- (1) 動物由来の食品衛生上の危害を防ぐため、施設に動物を入れないこと。また、動物用の器具（食器、首輪、リード、ブラシ等）、食餌、資材等を、施設に持ち込まないこと。
- (2) 施設及びその周辺を定期的に清掃し、清潔な状態を維持すること。
- (3) 食品を取り扱う作業に従事する時には、動物関連業務時とは異なる専用の作業着を着用すること。
- (4) 動物関連業務を終えたときは、手指の洗浄消毒を行うこと。
- (5) 動物に食餌（水を含む。）を与える場合は、動物用の食器を使用し、調製、盛り付け、食器の洗浄等の作業を施設内で行わないこと。
- (6) (1)～(5)の事項について、衛生管理計画に規定し、従事者への教育を行うこと。

3 施設設備に関する推奨事項

2 衛生管理に関する指導事項を実施する上で、有効となる次の施設設備について推奨する。なお、これらの事項は、愛知県食品衛生条例第 3 条に規定する営業施設の基準ではないことに留意すること。

- (1) 施設への動物の侵入、動物被毛の食品への混入等を防ぐため、施設と動物が居る場所とは、間仕切りや壁等で床面から天井までが完全に区画された状態であること。
- (2) 施設周辺の衛生を確保するため、動物の被毛及び排泄物等を除去、処理するための専用の設備、器具等を設けること。
- (3) 動物に食餌（水を含む。）を与える場合、施設以外の場所に、動物用の食餌を調製、盛り付け、食器の洗浄等を行う専用の設備を設けること。

4 営業許可の申請に関する事項

営業許可の申請に際しては、いわゆる「アニマルカフェ」であることを申請書の業態の欄に記載させること。また、食品営業許可事務処理システムに台帳情報を入力する際には、業態欄にいわゆる「アニマルカフェ」であることを記入すること。